

【競争参加資格に関する内規（抄）】

第4章 資格者指名停止措置

(指名停止の手續等)

第14条 契約総括責任者は、契約に関する内規第10条で規定する契約審査委員会の審査を経て、指名停止及び指名停止の解除の措置を行うものとする。

2 契約総括責任者は、指名停止の措置が行われたときは、停止期間が満了するまで、当該指名停止に係る競争参加資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る競争参加資格者が現に指名されている場合は、指名を取り消すものとする。

3 契約総括責任者は、第1項の指名停止の期間中、機構が一般競争入札を実施する場合、当該指名停止に係る競争参加資格者を入札に参加させてはならない。

(指名停止の基準)

第15条 契約総括責任者は、競争参加資格者が別表第4各号に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、情状に応じて同表各号に定めるところにより期間を定め、当該競争参加資格者について指名停止の措置を行うものとする。

(指名停止期間の特例)

第16条 競争参加資格者が一の事案により別表第4各号の措置要件の2以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 競争参加資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表第4各号に定める短期の2倍(当初の指名停止の期間が1ヵ月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。

一 競争参加資格者が、別表第4各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1ヵ年を経過するまでの間に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

二 競争参加資格者が、別表第4第7号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1ヵ年を超え3ヵ年を経過するまでの間に、同表第7号の措置要件に該当することとなったとき。

三 競争参加資格者が、別表第4第8号又は第9号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1ヵ年を超え3ヵ年を経過するまでの間に、別表第8号又は第9号の措置要件に該当することとなったとき。

3 競争参加資格者について、情状酌量すべき特別の事由があるため別表第4各号及び前二項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 競争参加資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表第4各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 指名停止の期間中の競争参加資格者について、極めて悪質な事由又は情状酌量すべき特別の事由が明らかとなったときは、別表第4各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

(指名停止の解除)

第17条 契約総括責任者は、指名停止の期間中の競争参加資格者が、指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなったときは、当該競争参加資

格者に係る指名停止を解除するものとする。

(下請負人及び事業協同組合に関する指名停止)

第18条 契約総括責任者は、第14条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき競争参加資格者である下請負人があることが明らかとなったときは、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該下請負人について、指名停止を併せ行うものとする。

2 契約総括責任者は、第14条第1項の規定により事業協同組合について指名停止を行うときは、当該事業協同組合の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該事業協同組合の競争参加資格者である構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)について、指名停止を併せ行うものとする。

3 契約総括責任者は、第14条第1項又は前二項の規定による指名停止に係る競争参加資格者を構成員に含む事業協同組合について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の通知)

第19条 契約総括責任者は、第14条第1項の規定により指名停止を行い、第16条第5項の規定により停止の期間を変更し、又は第17条の規定により停止を解除したときは、当該競争参加資格者に対し遅滞なく通知するものとする。

(随意契約の取り扱い)

第20条 契約責任者は、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付すことができない場合及び競争に付すことが不利と認められる場合で、契約の相手方が特定されるときは、あらかじめ総務課長及び契約審査責任者の合議を経たうえで契約総括責任者の最終決裁を受け、指名停止期間中の競争参加資格者を随意契約の相手方とすることができる。

2 前項に掲げる場合を除いて、指名停止期間中の競争参加資格者を随意契約の相手方としてはならない。

(下請等の禁止)

第21条 契約総括責任者は、指名停止期間中の競争参加資格者が、機構の発注する工事の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は当該工事の完成保証人となることを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第22条 契約総括責任者は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該競争参加資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

2 契約総括責任者は、前項の規定により措置を受けた競争参加資格者が、当該措置を受けた日から1ヵ年を経過するまでの間に、前項の規定による措置を受ける事態を繰り返した場合は、別表第4各号に定める期間の範囲内で指名停止を行うことができるものとする。

別表第4 資格者指名停止措置の要件

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載)	
1 機構発注の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札において、当該入札に係る一般競争（指名競争）参加資格審査申請書、競争参加資格審査票、その他の入札前の提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合	当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内
(過失による粗雑業務)	
2 機構発注の契約業務を過失により粗雑にしたと認められる場合	1ヵ月以上6ヵ月以内
3 機構発注の契約業務に瑕疵があると認められる場合	
(契約違反)	
4 第2号に掲げる場合のほか、機構発注の契約業務の履行に当たり契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められる場合 (安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	1ヵ月以上6ヵ月以内
5 機構発注の契約業務の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められる場合 (安全管理措置の不適切により生じた業務関係者事故)	2週間以上4ヵ月以内
6 機構発注の契約業務の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、契約業務関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められる場合	1ヵ月以上6ヵ月以内
(贈 賄)	
7 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が機構職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合	2週間以上4ヵ月以内
(1) 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）	逮捕又は公訴を知った日から 4ヵ月以上12ヵ月以内
(2) 有資格者の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者（常時、契約を締結する権限を有する事務所の長をいう。）で(1)に掲げる者以外の者（以下「一般職員等」という。）	3ヵ月以上9ヵ月以内
(3) (1)及び(2)に掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）	2ヵ月以上6ヵ月以内
(独占禁止法違反)	
8 機構発注の契約業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められる場合	当該認定をした日から 3ヵ月以上9ヵ月以内
(談 合)	
9 機構発注の契約業務に関し、有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上12ヵ月以内
(不正又は不誠実な行為)	
10 前各号に掲げる場合のほか、不正又は不誠実な行為をし、契約業務の相手方として不相当であると認められる場合	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内
11 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により起訴され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治	1ヵ月以上9ヵ月以内

40 年法律第 45 号) の規定による罰金刑を宣告され、契約業務の相手方として不適當であると認められる場合